

## 核兵器禁止の取り組みを強化することを求めるとともに北朝鮮のミサイル発射及び核実験を強く非難する意見書

我が国を含む関係各国及び国際社会は、北朝鮮に対し、これまで累次にわたり関連の国連安保理決議等の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を求めてきました。こうした中、北朝鮮が再び、我が国上空を通過する弾道ミサイルの発射を強行し、さらに6回目となる核実験を実施したことは断じて容認できず、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、最も強い表現で非難するとともに、改めて、現実的な我が国の厳しい安全保障環境を認識するものです。

去る7月7日、核兵器禁止条約が国連で採択されましたが、日本政府は参加していません。その理由は、いずれの核兵器国の参加も得られず、核兵器国の協力を通じて核兵器の廃絶に結び付く措置を追求することが担保されていないこと。また、こうした条約の在り方は、核兵器国と非核兵器国の対立を一層深めるおそれがあることなど、条約の実効性の懸念があげられています。

核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識と、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが極めて重要です。

我が国が、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすためには、引き続き、核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）を基礎とし、包括的核実験禁止条約の早期発効やいわゆる核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の早期交渉開始等に向け、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ね、核兵器のない世界の実現に向けた努力を続けていくことだと考えます。

よって本市議会として、国会及び政府に対し、既定方針にのっとり、核兵器禁止の取り組みを強化することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月29日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

外務大臣 河野 太郎 様

防衛大臣 小野寺 五典 様